

四日市市建設工事等の競争入札における最低制限価格制度運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四日市市が条件付一般競争入札又は指名競争入札により工事の請負等の契約を締結しようとする場合において、四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号。以下「規則」という。）第9条の規定により最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額をいう。以下同じ。）を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領により最低制限価格を設ける対象は、建設業法（昭和24年法律第10号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査及び設計の委託業務並びに製造及び修繕工事（以下、「工事等」という。）とする。

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、別表に掲載した最低制限価格の算定額（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ただし、その算定額が予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額をいう。以下同じ。）の10分の9.2を超える場合は10分の9.2（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）とする。

- 2 前項による算定方法により難いときは、予定価格の10分の7.5（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を最低制限価格とする。
- 3 工事等の単価契約に係る最低制限価格は、予定価格の10分の7.5（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を最低制限価格とする。

(落札者の決定)

第4条 当該予定価格の制限の範囲内の価格で前条の規定に基づき決定した、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成23年11月22日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

別表

【建設工事】

①一般土木工事

直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.65

②建築工事等・解体工事

直接工事費 × 90% × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97

+ (直接工事費 × 10% + 現場管理費) × 0.9 + 一般管理費 × 0.65

※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。

③鋼橋製作・架設工

直接工事費 × 0.97 + (間接労務費 + 共通仮設費) × 0.97

+ (工場管理費 + 現場管理費) × 0.9 + 一般管理費 × 0.65

④水管橋製作・架設工

直接製作費 × 0.97 + 間接労務費 × 0.97

+ (工場管理費 + 設計技術費) × 0.9

+ 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97

+ (現場管理費 + 据付間接費) × 0.9 + 一般管理費 × 0.65

⑤機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

(直接製作費 + 直接工事費) × 0.97

+ (間接労務費 + 共通仮設費) × 0.97

+ (工場管理費 + 設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) × 0.9

+ 一般管理費 × 0.65

⑥電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

機器単体費 × 0.907 + 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97

+ (現場管理費 + 機器間接費) × 0.9 + 一般管理費 × 0.65

⑦上水道機械設備工事

機器費 × 0.907 + 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97

+ (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) × 0.9 + 一般管理費 × 0.65

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑧上水道電気工事

(機器費 + 製作原価) × 0.907 + 直接工事費 × 0.97

+ 共通仮設費 × 0.97

+ (現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費 + 指導員派遣費) × 0.9

+ 一般管理費 × 0.65

※機器費には購入機器費を含む。

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

(a) 下水機械設備工事

機器費 × 0.907 + 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97

+ (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) × 0.9 + 一般管理費 × 0.65

(b) 下水電気・通信設備工事

機器費 × 0.907 + 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97

+ (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) × 0.9 + 一般管理費 × 0.65

※下水機械設備及び下水電気・通信設備工事の直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

- (注1) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。
- (注2) 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。
- (注3) 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。
- (注4) 一般管理費等の直後に「スクラップ評価額」が計上されている場合は、「スクラップ評価額」は算定式の直接工事費に含むものとする。ただし、個別案件につき、公告等に別の算定方法の掲示がある場合は、それによるものとする。

「算定式の直接工事費」＝「設計内訳表の直接工事費」＋「スクラップ評価額」

【測量調査設計業務】

①測量業務

直接測量費+諸経費×0.6

※諸経費=間接測量費+一般管理費等

②設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務

積算に技術経費の項目を計上しない場合

直接原価+その他原価+一般管理費等×0.5

③設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務

積算に技術経費の項目を計上する場合

直接業務費+諸経費×0.6+技術経費

※諸経費=業務管理費+一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

④地質調査業務

純調査費+諸経費×0.5+解析等調査業務費×0.8

※純調査費=直接調査費+間接調査費

諸経費=業務管理費+一般管理費等

(注) 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々（①、②、③及び④）の業務ごとに端数処理（1万円未満切り捨て）を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①、②、③、④の業務が合算された業務のことであり、②、③の中で併記された設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務は、同一諸経費体系とみなす。また、予定価格（税抜）の9.2/10～7.5/10の範囲で行う端数処理は、最低限必要な費用を合算した後に行うこととする。